

平成 30 年 12 月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第 146 号	議案名	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について		
目 的	平成 30 年人事院勧告に準拠して行政職給与表の改定等を行い、民間給与との較差を埋めるもの。 また、町立保育園(2園)が幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、行政職の職務分類表を変更するもの。				
内 容	<p>1 概要</p> <p>(1) 平成 30 年人事院勧告について</p> <p>ア 行政職給料表を 400 円の引き上げを基本に改定(平均改定率 0.2%)。また、初任給を 1,500 円引き上げ、若年層についても 1,000 円程度引き上げを行う。</p> <p>イ ボーナスを 0.05 月引き上げ、4.45 月とし、勤勉手当に配分する。また、平成 30 年度の 12 月期の勤勉手当の支給割合を 0.95 月とする。</p> <p>ウ 平成 31 年度以降の勤勉手当の支給割合について、6 月期、12 月期それぞれ 0.925 月とする。</p> <p>(2) 宿日直手当の見直し</p> <p>ア 1 回あたりの勤務手当</p> <p>改正前 4,200 円 改正後 4,400 円</p> <p>イ 常直的な宿日直勤務月額</p> <p>改正前 月額 2 万 1,000 円を超えない範囲 改正後 月額 2 万 2,000 円を超えない範囲</p> <p>(3) 行政職の給料表級別職務内容の変更</p> <p>平成 31 年 4 月より町立保育園(2園)が幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を有するものを「保育教諭」又は「主任保育教諭」と位置付け、職務分類表に加えるもの。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) (1)のア及び(2)の改正は、公布日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>(2) (1)のイの改正は、公布日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。</p> <p>(3) (1)のウ及び(3)の改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>				
補足事項					